

平成31年度朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 町長は、県内外在住者等に対する町内事業者の求人活動を支援し、もって地域雇用の拡大に寄与するため、県内外で開催される就職セミナーへの出展、映像制作及びホームページ作成にかかる経費に対し、朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和58年規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

(補助事業者)

第3条 前条の補助事業の実施主体となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に事業所を有する個人又は法人
- (2) 町税を滞納していない者

(交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付の申請をするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算書（様式第1号付表）
- (2) 補助対象経費の内訳を明らかにする書類
- (3) ホームページ作成事業におけるホームページの変更の場合は、変更前のホームページの写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助事業者に補助金交付決定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助金額の増又は別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により町長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認及び変更交付申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算書(様式第1号付表)

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について町長の承認を受けようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

(補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業を予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、事業遂行状況報告書(様式第5号)を町長に提出し指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了した日から起算して20日を経過する日又は平成32年3月31日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。

(1) 事業実績及び収支決算書(様式第6号付表)

(2) 補助対象経費の支払を証する書類(領収証、請求書等)

(3) 事業を実施したことを証する写真や印刷物(就職セミナー出展事業の場合)

(4) 制作した映像の録画物又は電子ファイル(映像制作事業の場合)

(5) 新規に作成したホームページまたは変更したホームページの写し

(6) 変更にあっては変更内容の確認ができるもの

(7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による報告を受理したときは、事業の成果が交付決定内容に適合しているか審査し、適合すると認めたときは、補助金額を確定し、朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金の額の確定通知書(様式第7号)を、補助事業者に通知するものとする。

(帳簿の備付け)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年から起算して5年間保管しておかなければならない。

(概算払)

第12条 町長は、必要と認めるときは、補助金の概算払いをすることができる。概算払いの額は、交付決定額の70%を上限とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表1

事業区分	補助対象経費	補助金の額
就職セミナー 出展事業	<ul style="list-style-type: none"> ・出展に要する会場使用料（出展料及び出展小間料等を含む） ・出展にかかる旅費 ・印刷製本費（就職セミナーの会場にて配布するものに限る。） 	補助対象経費の2分の1以内とし、一事業に対する補助金の上限額は、20万円とする。
映像制作事業	<ul style="list-style-type: none"> ・制作委託料 	補助対象経費の3分の2以内とし、一事業に対する補助金の上限額は、20万円とする。
ホームページ 作成事業	<p>・求人活動を目的としたホームページの新規作成または変更に係る経費。</p> <p>新規作成の場合はホームページ作成ソフト購入費を含む。ただし、以下の経費は補助対象外経費とする。</p> <p><補助対象外経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドメイン取得料、プロバイダー料、通信経費、保守管理料、その他ランニングコスト、パソコン等のハードウェアの購入費 	補助対象経費の2分の1以内とし、一事業に対する補助金の上限額は、10万円とする。

別表 2

事業区分	重要な変更（経費の配分）	重要な変更（事業内容）
就職セミナー出展事業	事業に要する経費の総額の3割を超える増減	事業区分の変更
映像制作事業		
ホームページ作成事業		

備考

- 1 就職セミナーは、就職希望者を対象に、求人活動を行う事業者が自社の企業説明又は採用のための面接を行うことを主な目的として開催されるセミナーであって、出展者に対する統一した規約等を有し、当該出展者以外の者（当該出展者が構成員に含まれる事業者組合等を含む。）によって運営されるものをいう。
- 2 映像制作は、事業者が、求人活動のために自社の紹介を主な目的とする映像を制作することをいう。
- 3 ホームページ作成は、求人採用ページを設けることを条件とする。
- 4 同一補助事業者に対する補助は、各年度において就職セミナー出展事業、映像制作事業及びホームページ作成事業それぞれ1回限りとする。ただし、ホームページ作成事業においては、同一補助事業者に対する補助回数は、年度や内容にかかわらず1回限りとする。
- 5 映像制作事業の補助事業者は、事業により制作した映像について町の実施する事業における無償利用に協力するものとする。
- 6 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

年 月 日

朝日町長 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

⑩

平成31年度朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金交付申請書

平成31年度において、朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金について、
金 円を交付されるよう、朝日町補助金等の適正化に関する規則第5条及び平成31年度
朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添付し
て申請します。

なお、交付要件を確認するため、町税の完納要件について担当職員が確認することを承
諾します。

記

1 実施事業（□印にレ点をつけてください）

就職セミナー出展事業 映像制作事業 ホームページ作成事業

2 添付書類 事業計画及び収支予算書（様式第1号付表）

様式第1号付表（第4条関係）

朝日町企業の魅力アップ就業促進事業計画及び収支予算書
（就職セミナー出展事業）

1 事業計画

就職セミナーの名称	
就職セミナーの開催地	
就職セミナーの開催日	年 月 日
セミナー対象者	新卒学生等 ・ 既卒学生等 ・ 一般求職者 ・ その他
その他	

2 収支予算

収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
町補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
出展料・出展小間料		
出展にかかる旅費		
印刷製本費		
その他		
計		

様式第1号付表（第4条関係）

朝日町企業の魅力アップ就業促進事業計画及び収支予算書
（映像制作事業）

1 事業計画

映像の名称	
映像の概要及び利用計画等	

2 収支予算

収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
町補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
委託料		
その他		
計		

様式第1号付表（第4条関係）

朝日町企業の魅力アップ就業促進事業計画及び収支予算書
（ホームページ作成事業）

1 事業計画

区 分	新 規 ・ 変 更
作成するホームページの概要等	

2 収支予算

収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
町補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
作成費		
その他		
計		

補助事業者 殿

朝日町長 鈴木 浩 幸 ⑩

平成31年度朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、下記のとおり決定したので、朝日町補助金等の適正化に関する規則第6条及び平成31年度朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 交付します。

補助事業 就職セミナー出展事業 ・ 映像制作事業 ・ ホームページ作成事業

補助対象経費及び補助金額

補助対象経費 円

補助金額 円

交付条件

2 交付しません。

交付しない理由

年 月 日

朝日町長 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

㊟

平成31年度朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金
事業計画変更承認及び変更交付申請書

年 月 日付け朝総産発第 号で交付決定の通知があった標記補助事業について、
下記のとおり計画変更したいので、朝日町補助金等の適正化に関する規則第7条及び平成31年度
朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 変更の理由及び内容

2 添付書類 事業計画及び収支予算書 (様式第1号付表)

(注) 添付書類は、変更に係る部分を2段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

年 月 日

朝日町長 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

⑩

平成31年度朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け朝総産発第 号で交付決定の通知があった標記補助事業について、
下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、朝日町補助金等の適正化に関する規則第7条及び平
成31年度朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金交付要綱第7条の規定により申請しま
す。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

朝日町長 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

⑩

平成31年度朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金
事業遂行状況報告書

年 月 日付け朝総産発第 号で交付決定の通知があった標記補助事業について、朝日町補助金等の適正化に関する規則第7条及び平成31年度朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金交付要綱第8条の規定により補助事業の遂行について指示を受けたいので、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 内容及び原因
- 4 対応措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

年 月 日

朝日町長 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

⑩

平成31年度朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け朝総産発第 号をもって交付の決定の通知があった朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金について、朝日町補助金等の適正化に関する規則第14条及び平成31年度朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添付して、その実績を報告します。

記

1 実施事業 (□印にレ点をつけてください)

就職セミナー出展事業 映像制作事業 ホームページ作成事業

2 添付書類 事業実績及び収支決算書 (様式第6号付表)

様式第6号付表（第9条関係）

朝日町企業の魅力アップ就業促進事業実績及び収支決算書
 （就職セミナー出展事業）

1 事業実績

就職セミナーの名称	
就職セミナーの開催地	
就職セミナーの開催日	年 月 日
セミナー対象者	新卒学生等 ・ 既卒学生等 ・ 一般求職者 ・ その他
個別面談人数	人
個別面談人数のうち、 採用又は採用内定人数	人
その他（個別面談以外の 参加者数等）	

2 収支決算

収入の部 (単位：円)

区 分	金 額	備 考
町補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部 (単位：円)

区 分	金 額	備 考
出展料・出展小間料		
出展にかかる旅費		
印刷製本費		
その他		
計		

様式第6号付表（第9条関係）

朝日町企業の魅力アップ就業促進事業実績及び収支決算書
（映像制作事業）

1 事業実績

映像の名称	
映像の概要及び利用実績等	

2 収支決算

収入の部

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
町補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
委託料		
その他		
計		

様式第6号付表（第9条関係）

朝日町企業の魅力アップ就業促進事業実績及び収支決算書
（ホームページ作成事業）

1 事業実績

区 分	新 規 ・ 変 更
新規作成または変更したホームページの URL	

2 収支決算

収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
町補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
作成費		
その他		
計		

様式第7号（第10条関係）

朝総産発第 号
年 月 日

補助事業者 殿

朝日町長 鈴木 浩 幸 ⑩

平成31年度朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記補助金について、下記のとおり額の確定を行いましたので、朝日町補助金等の適正化に関する規則第15条及び平成31年度朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

確定額 金 円

平成31年度朝日町企業の魅力アップ就業促進事業補助金請求書

年 月 日

朝日町長 鈴木 浩 幸 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

⑩

請求金額

(事業名:)

振込口座

銀行等名

支店名

預金種類 普通 ・ 当座

口座番号

フリガナ
口座名義名